

広域ブロック観光宣伝支援事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、観光拠点または観光施設等（以下「観光拠点等」という。）への誘客を図るために複数の市町村もしくは市町村観光協会（以下「市町村等」という。）または観光事業者等が連携して設立した団体が観光宣伝事業等を実施する場合において、効果的かつ効率的な事業展開を図ることにより、本県観光の振興と魅力あるまちづくりに資することを目的に、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が行う協賛事業について、必要な事項を定めるものとする。

(協賛対象団体)

第2条 協議会の協賛の対象となる団体は、次の各号の何れにも該当する団体（以下「広域ブロック」という。）とする。

- (1) 複数の市町村等または協議会の会員である複数の観光事業者等から構成された団体であり、かつ当該団体の構成員が複数の市町村に所在していること。
- (2) 構成員の所在する市町村内の複数の観光拠点等に関し、統一的テーマ（歴史的文化的つながり、伝統芸能、広域イベント等）に基づいて観光宣伝事業等を実施するために設立された団体であること。
- (3) 協議会の予算に基づく負担金若しくは協賛金を完納することが確実な団体等であること。

(協賛対象事業)

第3条 協議会の協賛の対象となる事業は、広域ブロックが新たに実施する事業のうち、構成員の所在する地域内の観光拠点等への誘客を図るために広域ブロックが実施する観光宣伝事業（イベント事業を含む、以下「協賛対象事業」という。）とする。ただし、同一事業への協賛は、開始年度を含め新規事業3年間、継続事業2年を限度とする。

(協議会の協賛)

第4条 協議会は、広域ブロックが実施する協賛対象事業に対し、申し出に基づき当該事業に必要な経費を認定し、その一部を負担することにより、広域ブロックの事業に協賛するものとする。

2 協議会が協賛する広域ブロックは、次の何れにも該当する広域ブロックとする。

- (1) 広域ブロックとしての広域性を有し、かつ実施する協賛対象事業の内容が適切であること。
- (2) 事業推進のための組織体制及び予算措置が構成員の合意に基づき明確になっていること。

(協賛の範囲)

第5条 協議会は、前条に基づき広域ブロックの実施する事業について協賛する場合には、当該年度の事業に必要なと認定した経費について下表の範囲で経費の一部を負担する。

負担割合等	限度額	備考
事業費の1/2	広域ブロックの構成員の所在する市町村数×30万円(ただし、150万円を限度とする。)	・新規のものを優先する。 ・販促物の作成は対象外とする。

(協賛の期間)

第6条 第4条に基づく広域ブロックの事業への協賛は、申し出のあった年度に限り行うことができるものとする。

(協賛の申し出)

第7条 広域ブロックは、協賛対象事業の実施について協議会に協賛を求める場合は、当該事業に必要な経費等を記した協賛申出書(様式1)を協議会に提出するものとする。

(協賛の決定)

第8条 協議会は、前条による協賛申出書の内容を検討し、広域ブロックとして認定することが適当と認めた場合は、当該広域ブロックに対し協賛決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(協賛の変更)

第9条 広域ブロックは、協賛の決定後に不測の事態により申し出た事業の履行が困難となった場合は、代替する事業内容に係る協賛変更申出書(様式3)を提出するものとする。

2 協議会は、変更申出の内容が当初に協賛を決定した内容と同様の効果を有すると認めた場合は、広域ブロックに協賛変更決定通知書(様式4)により通知するものとする。

(協賛の廃止)

第10条 協議会は、次の場合に広域ブロックとの協賛を廃止するものとする。

(1) 協賛申出書に係る当該年度の事業計画の履行が困難となった場合において、協賛変更申出書の提出が無い場合。

- (2) 前条に係る協賛変更申出書の内容が、当初の協賛を決定した内容に比べ同一の水準に達していないと認められる場合。
 - (3) 協賛の申出をした団体について広域ブロックとしての認定が不適當となった場合。
 - (4) 広域ブロックが申し出た協賛対象事業と当該広域ブロックの実施内容が異なる場合。
- 2 協議会は、協賛を廃止した場合は協賛廃止通知書（様式5）を協賛申出書の提出者に送付するものとする。

（実績報告）

- 第11条 広域ブロックは、当該年度の協賛対象事業が完了したときは、協賛対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、協議会に対し協賛実績書（様式6）及び負担金請求書を提出するものとする。
- 2 協賛対象事業で作成したチラシ・パンフレット等の広報宣伝媒体には、原則として「協賛：漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会」及び協議会のシンボルマークを表示することとする。
 - 3 協賛実績書の提出にあつては、事業協賛対象金額に対して支出した内容のわかる書類若しくはその写しを添付して提出するものとする。

（負担金支出）

- 第12条 協議会は、広域ブロックより提出のあつた協賛事業実績書について適當と認められる場合は、併せて提出のあつた請求書に基づく請求金額を当該広域ブロックに支払うものとする。

（財産等の帰属）

- 第13条 広域ブロックが、協賛対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該広域ブロック又は当該広域ブロックの構成員に帰属するものとする。

（その他）

- 第14条 この要項の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

付則

- 1 本要項は平成15年4月1日から適用する。
- 2 第7条の規定に基づく協賛申出書を提出した広域ブロックが、市町村合併その他構成員の変動等により広域ブロックとしての要件に該当しなくなった場合に合つて

は、事業計画書の計画期間に限り、第2条に規定する広域ブロックとみなす。

付則

- 1 この要項は、平成18年8月1日から適用する。

付則

- 1 この要項は、平成20年6月1日から適用する。

付則

- 1 この要項は、平成21年6月1日から適用する。

付則

- 1 この要項は、平成23年6月1日から適用する。

付則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から適用する。